○国土交通省令第四十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第八項及び第八十七条の三第八項の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（確認申請書の様式）

第一条の三　（略）

一～四　（略）

一　（略）

二

	(い)	(ろ)
(一)～(五十三)	（略）	
(五十四)	法第八十五条の規定が適用される建築物	図書の種類	法第八十五条第六項又は第七項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	明示すべき事項	仮設建築物の許可の内容に関する事項
(五十五)～(六十二)	（略）	
(六十三)	法第八十七条の三の規定が適用される建築物	図書の種類	法第八十七条の三第六項又は第七項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	明示すべき事項	法第八十七条の三第六項又は第七項の許可の内容に関する事項

改正前

（確認申請書の様式）

第一条の三　（略）

一～四　（略）

一　（略）

二

	(い)	(ろ)
(一)～(五十三)	（略）	
(五十四)	法第八十五条の規定が適用される建築物	図書の種類	法第八十五条第五項又は第六項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	明示すべき事項	仮設建築物の許可の内容に関する事項
(五十五)～(六十二)	（略）	
(六十三)	法第八十七条の三の規定が適用される建築物	図書の種類	法第八十七条の三第五項又は第六項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	明示すべき事項	法第八十七条の三第五項又は第六項の許可の内容に関する事項